

三木市記者発表資料 (令和2年12月22日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育総務部 生涯学習課	課長 河端 康 (内線3580)	社会教育係	0794-82-2000 (内線3564)

タイトル
令和4年度以降の成人式も対象年齢20歳で開催 ～民法改正による成年年齢の引き下げに伴う成人式の対象年齢について～
内容
<p>令和4年4月1日から、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。令和4年度(令和5年1月)以降の成人式については、下記のとおりとします。</p> <p>1 対象年齢 20歳</p> <p>2 式典の名称 「(仮称)二十歳のつどい」</p> <p>3 開催の時期 毎年1月第2月曜の前日(従来どおり成人の日の前日)</p> <p>4 今後の方針</p> <p>(1) 令和4年度の成人式(令和5年1月)は、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げ後の最初の成人式となりますが、成人式の対象年齢はこれまでどおり20歳とし、式典を開催します。</p> <p>(2) 令和5年度以降も同様に成人式の対象年齢は20歳とし、毎年度継続して「(仮称)二十歳のつどい」を開催していきます。</p> <p>(3) 成人式の名称は、今後検討していきます。</p> <p>5 対象年齢を20歳とする理由</p> <p>(1) 従来から、市民には成人を祝う年齢は20歳が浸透している。</p> <p>(2) 内閣府が公表する世論調査(H30.12月調査)によると、対象年齢を20歳とするが71.9%、18歳とするが18.9%の状況である。</p> <p>(3) 18歳は高校3年生に当たり、多くの方が進学や就職に係る準備の時期と重なるため。</p>
セールスポイント
人生の大きな節目に改めて自覚を促し、祝い、励ますとともに、家族や友人、地域との繋がりをより深め、更にふるさと三木に愛着を持ってもらう機会と位置づけ、これまでどおり20歳を対象年齢として式典を開催します。